

岐阜地方最低賃金審議会
令和7年度第5回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和7年8月19日(火)ワークプラザ岐阜 4階大会議室

中家室長	<p>本日は御多用のところ、また、暑い中にもかかわらず、令和7年度第5回岐阜県最低賃金専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、使用者側の川本委員が遅れての参加となりますが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、5名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、宮坂部会長よろしくお願いたします。</p>
宮坂部会長	<p>ただ今から、令和7年度第5回岐阜県最低賃金専門部会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>はじめに、全国の結審状況について、把握していれば事務局から説明をお願いします。</p>
安藤 室長補佐	<p>それでは、御手元の資料 1(1ページ)「全国地域別最低賃金一覧(ランク別金額順)」を御覧ください。</p> <p>昨日、8月18日までに全国で20の都道府県が結審し、資料のグレーで表示している部分が第4回岐阜県最低賃金専門部会での報告後に結審したところです。</p> <p>資料の上から順に三重、広島、北海道、茨城、富山、石川、福井、島根、鳥取、以上です。</p>
宮坂部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>前回の専門部会における労使それぞれの御意見を確認しておきますと、</p> <p>まず労働者側の御主張です。</p> <p>岐阜県の消費者物価指数は、全国と比べても、いずれの項目も非常に高いということで、この物価上昇率に生計</p>

費が追いついていないという点、また、労働力の確保という観点からも、額差によって近隣県愛知、三重に流れてしまうという点を考慮して金額審議を進めていきたいという御主張でした。

金額につきましては、第1回専門部会資料の岐阜労働局作成資料「消費者物価指数『頻繁に購入する品目』が含まれる分類の推移」の対前年同月比上昇率の平均値が全国8.5%に対し、岐阜県は上昇率10.9%となっていることから、109円引き上げて1,110円とするとの御要望でした。

これに対し使用者側の御主張です。

物価高であること、最低賃金引上げについては共通の認識であるが、連合の春季生活闘争賃上げ率が5.25%、昨年度比プラス0.15ポイントに比べ、岐阜県では4.90%、昨年度比プラス0.03ポイントと賃上げ幅が小さいということ、ここ数年の急激な賃上げ状況の中で、価格転嫁が進まない、このことは岐阜県の経済的な実力が小さいということ、そこで法の三要素を詳細に見ていく必要があるとの御主張でした。

金額については。岐阜県経営者協会集計の春季労使交渉賃金改定調査（第1回専門部会資料445ページ）の増加率4.31%から、43円引上げの1,044円とするとの御要望でした。

労使の主張には大きな隔たりがありますので、本日個別に御意見を伺う前に、改めてこの場で発言しておきたいことがございましたらお伺いしますが、いかがでしょうか。

まず、労働者側委員からお願いします。

栗本委員	特にございません。
宮坂部会長	それでは、使用者側委員はいかがでしょう。
澤村委員	特にございません。

宮坂部会長	ありがとうございました。
竹内委員	<p>少しいいですか。部会長のまとめの中で、物価指数が高いと言われたのですが、物価指数の上昇幅が高いというのが正しいではないかと思えます。</p> <p>物価指数そのものだと全国に比べるとそんなに高い方ではないのですが、上昇幅は全国平均よりも高いということなので、物価指数が全国と比べて高いのではなくて、物価指数の上昇幅が高いというのが正しいということです。</p>
宮坂部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、公労、公使で個別にお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側から二者協議を始めます。</p> <p>事務局から連絡事項をお願いします。</p>
中家室長	<p>それでは二者協議に入ります。</p> <p>二者協議はこの会議室で行います。</p> <p>労働者側委員・使用者側委員の皆様は、準備ができましたら事務局職員が控室に参りますので、それぞれの控室に移動していただいてお待ちいただきますようお願いいたします。</p> <p>傍聴人の皆様に御案内申し上げます。</p> <p>公労使三者の審議が再開されるまでの間は、4階ロビーにてお待ちいただきますようお願いいたします。</p>
（公労、公使の二者協議を実施）	
安藤 室長補佐	<p>それでは、議事再開前に事務局からお知らせします。</p> <p>二者協議中に公益委員から要望がありまして、委員に資料を追加しましたので、傍聴人にも配布します。</p>
宮坂部会長	<p>大変お待たせしました。これより公労使三者の審議を再開します。</p> <p>労使双方から個別に御意見を伺いましたので、その内容を報告します。</p>

	<p>まず労働者側委員からは、食料品をはじめとする物価高が続く中で、労働者の生活が厳しさを増していること、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の暮らしは極めて厳しい状況であること、岐阜県は近隣県と比較して最低賃金が低く、地域額差があること、また、労働力確保という意味で他県への流出を含め、こういった状況を埋めていかなければならないことなどの主張がありました。</p> <p>一方、使用者側委員からは生計費、賃金、通常の事業の支払能力を勘案すると、最低賃金は一定程度引き上げる必要性は理解しているが、中小・小規模事業所の現状、急激な大幅な最低賃金引上げによる影響を十分配慮し、最低賃金設定の法定三要素に基づいた議論が必要であること、また、目安ランクの総合指標を基に慎重に検討すること、生計費に消費者物価指数の捉え方について御意見をいただきました。</p> <p>金額について、労働者側からは、現行の1,001円を80円引き上げて1,081円とする案が提示され、その後66円引上げの1,067円、65円引上げの1,066円とする案が順次提示されました。</p> <p>一方、使用者側からは、現行の1,001円を49円引き上げて1,050円とする案が提示され、その後61円引上げの1,062円の提示がありました。</p> <p>その後、双方議論を尽くした結果、現行の1,001円から64円引き上げ1,065円とすることで双方御了承いただきました。</p> <p>円滑な審議に御協力を賜りありがとうございました。</p> <p>それでは、岐阜県最低賃金について、現行の時間額1,001円を64円引き上げ、時間額1,065円とすることに御異議はございませんか。</p>
各委員	異議なし。
宮坂部会長	それでは、岐阜県最低賃金について時間額1,065円とするのを審議会に報告することとします。

	事務局で報告書案を作成してください。
事務局	(報告書案を配布)
宮坂部会長	事務局で報告書案を朗読してください。
安藤 室長補佐	(報告書案朗読)
宮坂部会長	この案のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
宮坂部会長	<p>それでは、審議会に報告することとします。</p> <p>次に、公益委員と使用者側委員との二者協議の際に、使用者側委員から最低賃金の引上げに向けた支援策等の要望がありましたので、昨年度と同様に最低賃金法第21条に基づき、審議会から岐阜労働局長に対し、「建議」を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>労働者側委員、いかがでしょうか。</p>
労働者側 委員	特にありません。
宮坂部会長	使用者側委員はいかがでしょうか。
使用者側 委員	特にありません。
宮坂部会長	<p>それでは、御賛成いただきましたので、報告書とともに岐阜地方最低賃金審議会に報告することとします。</p> <p>委員の皆様からこの場で御発言がございましたら、お願いします。</p> <p>まず、労働者側委員からお願いします</p>
村上委員	<p>まずは非常に難しい中、まとめていただいた公益委員の皆様には感謝申し上げます。それから、使用者側委員の皆様におかれましても、それぞれの立場がある中、目安額プラス1円ということで同意いただいたことに感謝申し</p>

	<p>上げます。ありがとうございました。</p> <p>ただ、連合、労働者側のまとめる水準とはかなり開きがありますし、我々はこれからもそこを求めて活動していくことに変わりはありません。岐阜県は中小企業の多い地域ではありますが、様々な助成金の対応であったりとか価格転嫁、こういったところを使用者側委員の立場からも強力的に進めていただきますよう、改めてお願いしておきたいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>栗本委員</p>	<p>では私からも発言させていただきます。</p> <p>改めてではございますが、この最低賃金といえますのは全ての労働者について最低限度の賃金水準を保証するセーフティーネットというものです。もちろん、三要素を加味するのは重要ではありますが、セーフティーネットというものは誰のためのセーフティーネットなのかというところを再度御認識いただいて、また来年度以降の審議にお願いしたいと思います。</p>
<p>和泉委員</p>	<p>これまで労働者側としては、消費者物価指数であったり、実質賃金、そして労働人口の流出であったり、賃金額差、特に最低賃金近傍で働く外国人労働者や一人親であったり、移動が限られている労働者の生計について議論させていただきました。その上で、最低賃金近傍で働く方々、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を送れるということ、どのくらいの生計が必要かということを中心に訴えさせていただきました。</p> <p>今回、目安額プラス1円という形で公益の先生方にまとめていただきましたが、我々労働者としては、1円でも多く連合のリビングウェイズに近づくためにはどうしていくかということを考えたときに、1円でも多くということを目指してきたところです。1円でも多く、たった1円かというふうに思いますが、労働者にとっては160時間で1円ということになると、月の中で160円かと思うかもしれません。しかし、生活者にとってはもやしも買える、豆腐も買える、アイスクリームも買えるということ</p>

	<p>で、非常に大切なお金であるということは、私たちは変わらずに意識して審議してきたと思います。</p> <p>これまでまとめてくださった労働局の方にも、感謝を申し上げますし、特に公益の先生方には色々話を聞いていただいてまとめてくださったことに改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。</p>
宮坂部会長	<p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
使用者側委員	<p>審議をまとめていただきました公益の先生方、ありがとうございました。感謝を申し上げます。</p> <p>使用者側としましては、建議の方でお願いしましたことを是非お願いしたいと改めてお願いする次第です。</p> <p>以上です</p>
宮坂部会長	<p>それでは、本日の審議は以上となります。</p> <p>委員の皆様には、専門部会の円滑な運営に御協力をいただきありがとうございました。</p> <p>今年度は労使双方の立場から、真摯な議論を尽くしていただき、全会一致にて決着することができました。皆様に改めて感謝を申し上げます。</p> <p>本日の専門部会はこれをもちまして閉会といたします。</p> <p>第 490 回岐阜地方最低賃金審議会は 8 月 21 日（木曜日）午前 9 時 30 分から、岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室で開催します。</p> <p>お疲れ様でした。</p>